

# 商工関係小規模事業者集中支援金要件確認票

申請要件の確認にご活用ください。なお、本用紙の提出は必須ではありません。

No.	質問事項	回答欄	
		(一つでも右側の欄に該当する場合、本支援金の対象となりません)	
1	法人又は個人事業者ですか。 【補足】いわゆる「副業」については、「事業収入」として所得税確定申告等をしていない場合は「いいえ」となります。「事業収入」については、「5」の【補足】をご覧ください。	はい	いいえ
2	令和2年3月1日以前から事業を行っており、今現在も事業を行っていますか。 【補足】新型コロナウイルス感染症拡大防止により、今現在、一時的に自主休業中の場合は「今現在も事業を行っている」に該当することとします。	はい	いいえ
3	今現在、市内、市外事業所全ての合計従業員数は、5名以下ですか。 【補足】「従業員数」には、代表者本人、取締役、家内労働者（家族従業員などの専従者）は含めず計算していただき、合計が0～5名であれば対象となります。	はい	いいえ
4	前橋市内に、現在使用している実店舗や事業所などが、ひとつでもありますか。	はい	いいえ
5	令和2年3月1日以前から「事業収入」を得ていますか。 【補足】本制度での個人事業主の「事業収入」は、所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の「事業」欄のうち、「営業等」に記載されるものを言います。	はい	いいえ
6	日本標準産業分類における大分類のうち、農業・林業、漁業及び公務以外の業種ですか。 【補足】日本標準産業分類は、平成25年総務省告示第405号のものとしします。他の大分類は、製造業、卸売・小売、サービス業など全20種程度あります	はい	いいえ
7	信用保証対象外業種（裏面参照）にあてはまりますか。	あてはまりません	あてはまります
8	事業を行うにあたり、必要な許可等を全て受けていますか。 【一例】お弁当屋：飲食店営業許可、クリーニング店：クリーニング所構造設備確認	はい	いいえ
9	現在使用している実店舗や事業所は、緊急事態措置が実施される令和2年4月17日以前から、特措法による施設に属しており、群馬県より休止を要請された施設ですか。また、複数施設を使用している場合は、ひとつでも該当しますか。 【補足】要請に応じたかについては問わないものとします。	いいえ	はい
10	特措法によらない協力要請を行われた施設であり、群馬県より休止を要請されていた施設ですか。また、複数施設使用している場合は、ひとつでも該当しますか。 【補足】要請に応じたかについては問わないものとします。	いいえ	はい
11	基本的に休止を要請されていない施設のうち、「食事提供施設」であり、営業時間短縮の協力を要請されていた施設ですか。 【補足1】要請に応じたかについては問わないものとします。 【補足2】元々の営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供がある場合は午後7時まで）の間としていた場合は、「いいえ」となります。	いいえ	はい
12	本市の「経営安定資金」による借入利子補助等、又は本市のほかの新型コロナウイルス感染症に関する支援金等の支給等を受けません。 【補足】国の「持続化給付金」を受給していても差し支えありません。	はい	いいえ
13	現在、市税及び市税の延滞金を滞納していません。	はい	いいえ
14	個人事業者又は法人の代表者及びその役員等は、暴力団、暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しません。	該当しません	該当します

## 【提出日関連について】

15	現在、申請期間内（令和2年6月1日（月）から同年6月30日（火）まで）であって、提出書類を準備でき、かつ、郵便における消印が同期間内となる見込みですか。	はい	いいえ
16	市のホームページの本支援金に関するページにおいて、現在、「本支援金の合計が予算額に達し、受付が終了」となっていませんか。	はい	いいえ

※本確認票では、以下のとおりとしています。

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を「特措法」と表現しています。
- 「新型コロナウイルス感染症拡大における緊急事態措置」を「緊急事態措置」と表現しています。
- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に該当するもの」を「特措法による施設」と表現しています。
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団」を「暴力団」と、「同法第2条第6号に規定する暴力団員」を「暴力団員」と表現しています。
- 「群馬県より休止を要請された施設」については、群馬県のホームページをご覧ください。群馬県からの「要請期間」は、令和2年4月25日（土）から同年5月6日（水）までの全ての期間（宿泊施設及び観光施設は、令和2年4月29日（水）から同年5月6日（水）までの全ての期間）です。